

答申第 975 号  
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 17 日付け神戸企第 3969 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

住民記録システム情報・課税システム情報を活用した  
所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 インターネットを利用して所得・課税証明書の交付を申請する申請者に関するデータと、住民記録システム及び課税システムより抽出した審査用データの突合処理を可能にする審査アシストシステムを構築することは、所得・課税証明書交付の可否を迅速に審査することが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

住民記録システム情報・課税システム情報を活用した  
所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステムの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙  
答申 975

【電子計算機処理する情報】

○住民記録システムから情報連携する項目

住記個人番号

氏名カナ

生年月日

郵便番号

通称名カナ

AL 氏名カナ

○課税システムから情報連携する項目

業務宛名番号

課税年度